特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務(独自 給付)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務(独自給付)
②事務の概要	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給するため、対象者の資格の管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、つぎの事務に使用している。 令和5年1月1日(令和5年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。
③システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10 0項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める 事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシス	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第10 0項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める 事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
5. 評価実施機関における担	
①部署	あんしん福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂	正•利用停止請求
請求先	五條市(あんしん福祉部 社会福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
連絡先	五條市(あんしん福祉部 社会福祉課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和5年4月17日 時点				
2. 取扱者数	女						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	令和5年4月17日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書	1		<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	透機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報説	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			I]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	人為的ミスの防止として複数	人でのチェック	ク体制を	生定めている。		

9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 [O] p	内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育	育·啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	:考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら る対策	れ 3) 権限のない者によって不正に使用さ 4) 委託先における不正な使用等のリス 5) 不正な提供・移転が行われるリスク 6) 情報提供ネットワークシステムを通し	の対策 のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 がありスクへの対策 なくへの対策 への対策 への対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) こて目的外の入手が行われるリスクへの対策 こて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	1.0.100	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に適切な指導監督を行い、対策	を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明